



地域包括支援センターだより

【問合先】桂川町地域包括支援センター（桂川町総合福祉センター内） ☎65・4401

■ 成年後見制度ってなに？

認知症などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行う。それが成年後見制度です。大きく分けて2つの分野の支援をします。



財産の管理



- お金などの財産管理
- 税金や保険料、公共料金などの支払い
- 遺産相続の話し合いに、本人の代理で参加
- 不利益な契約の取消 など



生活の支援

- 適切な医療を受けるための手配
- 介護保険の申請や契約
- 住居関係の契約 など

■ 成年後見人ってどんな人になるの？ 誰でも支援が受けられるの？

成年後見人には、親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、市民後見人（研修を受けた市民）、法人等が選ばれます。必ずしも利用者の希望が通るわけではなく、家庭裁判所がもっともふさわしいと判断した人を選びます。まだ判断能力が十分にある方の場合、「任意後見制度」といって、将来自分の財産管理をしてもらいたい人と契約することもできます。

また、成年後見制度は認知症や障がいの程度によって3つの種類に分けられ、医師の診断書などをもとに、家庭裁判所がどの種類の支援を受けられるのかを決めます。

	補助	保佐	後見
対象となる人	重要な手続き・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続き・契約など、ひとりで決めることに心配がある方	多くの手続き・契約などを、ひとりで決めることが難しい方
受けられる支援の範囲	一部の限られた手続き・契約などを、 ・一緒に決めてもらう ・代行してもらう ・取り消してもらう	重要な手続き・契約などを、 ・一緒に決めてもらう ・代行してもらう ・取り消してもらう	すべての手続き・契約などを、 ・代行してもらう ・取り消してもらう

ひまわりカフェで



7月4日のひまわりカフェは、『音楽教室』でした。身体を使いながら歌ったり、ハンドベルで「たなばたさま」を演奏したり、先生の歌を聞いたり、色々な音楽に触れることで、脳の活性化やリラックス効果が期待できます。今年度は音楽に関する活動も多く予定していますのでぜひご参加ください！ ※8月のひまわりカフェはひまわりの里で実施します。

8月の日程と活動内容

8日(木)	小学生との交流会
29日(木)	血管年齢測定

